

入札監視委員会設置要領

裁判所が発注する工事及び設計・コンサルティング業務（以下「工事等」という。）に関する入札及び契約手続の透明性及び公正性をより一層高めるため、下記のとおり、最高裁判所事務総局経理局に入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

記

第1 委員会の事務

委員会は、経理局長の諮問を受け、裁判所が発注した工事等に関する次の事務を行う。ただし、1の事務については、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事にあつては予定価格が250万円を超えないもの及び設計・コンサルティング業務にあつては予定価格が100万円を超えないものを除く。

- 1 経理局長から入札及び契約手続の運用状況について説明を受け、そのうち、委員会が抽出指定した工事等に関し、一般競争入札における競争参加資格の設定及び指名競争入札における指名（以下「入札参加資格設定等」という。）の理由及び経緯等について検討し、経理局長に対し意見を述べる。
- 2 入札及び契約の過程に係る再苦情申立てについて検討し、経理局長に対し意見を述べる。
- 3 建設工事の成績評定に係る再説明請求について検討し、経理局長に対し意見を述べる。
- 4 建築設計等委託業務の成績評定に係る再説明請求について検討し、経理局長に対し意見を述べる。
- 5 指名停止、警告又は注意喚起の措置に係る再苦情申立てについて検討し、経理局長に対して意見を述べる。

第2 委員会の組織

- 1 委員は、人格及び識見に優れ、公正中立の立場を堅持することができる者の

うちから、経理局長が委嘱する。

- 2 委員会は3人で組織し、そのうち1人を委員長とする。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定め、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第3 会議の開催

1 定例会議

ア 第1の1の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年2回開催する。

イ 委員会は、定例会議において、第1の1の事務に関し、説明を受けた内容、検討した対象工事等に係る入札参加資格設定等の理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、経理局長に対して意見を述べる。

なお、必要があると認めるときは、経理局長に対し、その内容の公表を求めることができる。

2 再苦情処理等会議

ア 経理局長は、第1の2、3又は4の事務に関し、裁判所が発注する工事等に係る再苦情申立て又は建設工事の成績評定又は建築設計等委託業務の成績評定に係る再説明請求（以下「再苦情処理等」という。）があったときは、速やかに委員会に意見を求める。

イ 委員会は、再苦情処理等につき意見を求められたときは、再苦情処理等会議を開き、検討を行う。

ウ 委員会は、イの検討を終えたときは、意見書を作成し、その結果を経理局長に報告する。

なお、必要があると認めるときは、経理局長に対し、意見書の公表を求めることができる。

エ ウの報告は、再苦情処理等があった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

第4 委員の除斥

委員は、第1の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

第5 秘密を守る義務

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第6 公表

経理局長は、相当な方法で次の事項を公表する。

- 1 この要領に定める委員会の任務、委員構成、運営方法その他設置及び運営に関する事項
- 2 委員の氏名、職業及び議事の概要その他必要な資料

第7 庶務

- 1 委員会の庶務は、経理局営繕課が処理する。
- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の議事運営に必要な事項は、委員会が定める。